

沼津市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した、平成30年度公の施設の指定管理者監査結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成31年1月11日

沼津市監査委員 大川 正 博
同 宇佐美 文 男
同 長 田 吉 信

沼 津 市 監 査 第 5 3 号
平 成 31 年 1 月 11 日

沼津市長 頼 重 秀 一 様

沼津市監査委員 大 川 正 博
同 宇佐美 文 男
同 長 田 吉 信

公の施設の指定管理者監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき公の施設の指定管理者監査を行ったので、その結果に関する報告を同条第 9 項の規定により下記のとおり提出します。

記

1 監 査 の 種 別

公の施設の指定管理者監査

2 監 査 の 対 象

施 設 名 ぬまづ健康福祉プラザ
所管課名 市民福祉部社会福祉課
指定管理者名 沼津市社会福祉協議会

3 監 査 の 範 囲

公の施設の指定管理者の当該指定管理業務に係る平成 29 年度の収入支出その他の事務の執行状況。

4 監 査 の 期 間

平成 30 年 10 月 2 日から平成 30 年 12 月 26 日まで

5 監 査 の 方 法

沼津市監査委員監査基準に準拠し、当該団体から資料の提出を求め、諸帳簿等関係書類の審査を行うとともに、それぞれの関係者から説明を受けた。

6 監査の結果

指定管理者については、公の施設をおおむね適正に管理されているものと認められた。しかしながら、一部改善が必要な事案が確認された。

監査の概要は、次のとおりである。

[監査の概要]

社会福祉法人 沼津市社会福祉協議会

1 監査の種別

公の施設の指定管理者監査（ぬまづ健康福祉プラザの指定管理者）

2 施設の概要

「ぬまづ健康福祉プラザ（サンウェルぬまづ）」は、市民生活の基盤である家庭と地域社会が、共生と相互扶助の理念に基づき自立・連携してまちづくりに取り組むために、また「生涯を通じてだれもが住み慣れた地域で安心して暮らすまち」を実現するために、福祉、保健及び医療の連携による地域福祉と健康づくりの新たな拠点として整備された。開設時の平成19年度から指定管理者制度を導入しており、現在、社会福祉法人沼津市社会福祉協議会が沼津市の指定管理者（指定期間：平成26年4月1日～平成31年3月31日）として管理運営が行われている。

3 指定管理に係る収入支出の執行状況（平成29年度）

収入支出の執行状況等は以下のとおりである。

前年度繰越額	収入合計	支出合計	収支差引額	翌年度繰越額
42,163円	124,244,152円	124,253,104円	△8,952円	33,211円

収入の主なものは、指定管理料123,000千円である。

支出の主なものは、人件費38,021千円、業務委託費31,243千円である。

4 業務の実施状況

指定管理業務の内容は、沼津市健康福祉プラザ条例、基本協定書等に基づく施設運営に関する業務及び維持管理に関する業務である。

施設運営に関する業務では、プラザの窓口業務や、障がい者・育児に関する相談事業のほか、自主事業として、福祉啓発、ボランティア活動支援、健康づくり支援等を実施している。

また、維持管理に関する業務では、清掃、警備、保守点検、備品の管理等を実施している。

ぬまづ健康福祉プラザでは、福祉啓発に関するイベントの開催やボランティア活動の育成など、さまざまな活動が行われており、平成29年度における施設全体の延べ利用者数は107,439人と、平成28年度に引き続き10万人を超えるなど、「市民誰もが健康で、ともに助け合いができるまちづくり」を目指すための拠点として、市民の交流活動が活発に行われている。

指定管理業務についてはおおむね適正に実施されていると認められたが、指摘事項及び留意事項を以下に述べる。

(1) 指摘事項（社会福祉課に関する事項）

① 駐車場使用料の収納等業務の委託に係る告示について

基本協定書において、「駐車場使用料の徴収又は収納の業務について、市は指定管理者に委託し、その旨を告示する」と定められており、また、地方自治法施行令

第158条第2項において、「歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときはその旨を告示する」と規定されている。

本施設における駐車場使用料の収納等の業務については、指定管理者により適正に行われていたが、指定管理者への事務委託についての告示がされていないことが確認された。

これは関係法令等に反している状況であり、必要な措置を講じ、適正な事務の執行を図られたい。

(2) 留意事項（沼津市社会福祉協議会に関する事項）

① 現金管理の適正化について

事業等に必要な物品の購入に際し、小口現金を利用した支出が見受けられたが、その支出について、現金出納簿への記録がないものが多数見受けられた。帳簿と預金通帳の照合により、年度末の現金有高との差異は確認されなかったが、現金管理の適正化の観点から本来記録すべきものであるため、必要な対応を行われたい。

② B C P（事業継続計画）の策定について

平成28年度の年度モニタリングの評価結果においてB C Pの策定について求められているところであるが、現時点において策定されていないことが確認された。

当該施設の設置目的を鑑み、大規模な災害が発生した場合においても利用者の安全を確保するとともに、地域福祉の拠点としての業務を継続する必要があることから、指定管理者のみならず担当課の指導等により必要な対応を行われたい。